

構造も変わっていく中におきまして、やはり、まず教員を志すという観点の者は、学校現場も知っていただきつつ、やっぱり教育実習にも当たっていただく必要はあると思っています。

ですので、一概にコースあるいは免許を今の斎藤委員の観点から二手に分かれるということは即座にはなかなか検討は難しいところではございませけれども、教育実習の在り方あるいは教員養成の在り方そのものに関しては、私どもとしても非常に大きな課題がはらんでいるものとして、中教審の議論をしっかりと見守りつつ、必要な改正を考えたというふうに考えているところであります。

○斎藤嘉隆君 おっしゃるとおりだと思いますけど、だからこそ、役所が中心になって何が必要なのかというのをやっぱり検討していただきたいんです。中教審はまあいいけど、もうそんな、やっぱり文科省が基本的な方向性というのを一定程度持っていないと、やっぱり中教審の議論ってなかなかそれに追いつかないというふうに思うんですね。もうその端的な例がさつき申し上げたカリキュラムだと思いますよ。こんなに長い期間議論重ねていても、そんなに変わっていない、そんなに変わっていないんで。

ただ、やっぱり大胆な改革みたいなのが、楽しいじゃないですか、文科省でそういうこと。そういうことを議論することが、役所って何か楽しいん

じゃないですか。僕はそう思うんですけど。ねえ、大臣。僕は、そういう、是非文科大臣として、そういう何か創造的な議論を促すような、現場、本当の意味で現場にマッチングしたですね、そういうことを是非大臣にお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） ありがとうございます。

今お話伺いをいたしております、本当に委員のおっしゃることはそのとおりだなというのを大変強く感じております。

やはり、この教育実習で現場に出ていったそうした人たちが、やはり教師という仕事により一層魅力を感じてもらおうようにしていくということも大変大事でありますし、また、そうしたものを受け入れていただいて、一生懸命頑張っていたという負担をいかに軽減をしていくことができるのかということも併せて考えていくということが大変大事だと思っております。

我々として、何か、はなからこうした議論を受け付けないという話ではなくて、まさに教職員の皆様方の働き方改革、また教員を目指す人たちをいかに確保していくのか、こうした観点から我々としては議論をしているところであります。今の先生の御指摘というものも踏まえながら、我々と

しても真面目に、真剣にしっかりと議論をしてまいります。そのように考えております。

○斎藤嘉隆君 ありがとうございます。ちよつとまだ通告していた中身がありますが、時間が来ましたので、以上したいと思います。ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。まず、質問に入る前に一言申し上げます。

皆様も御存じのとおり、京都府南丹市で痛ましい事件が起きてしまいました。御遺族、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、亡くなられた児童、結希さんに心より御冥福をお祈りいたします。

事件を受けて、児童も教職員も精神的に大きな衝撃を受けていると思います。報道によると、南丹市教育委員会は、養護教員、スクールカウンセラーの増員を行う方針と伺っております。子供たちに対して最優先で様々な角度からの心のケアに力を尽くしていただきたいと思えます。同様に、教職員も肉体的にも精神的にも大きな負担が掛かっています。是非、一番の子供たちです、一番に子供たち、そして、ここは文教科学委員会です、教職員そして学校関係者の皆様には是非御配慮をお願いしたいと思いますし、文科省としてもできるだけ手厚いサポートをお願いしたいと思います。

通告しておりませんが、大臣、何か一言ありますか。お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） まずは、今回の事件によって尊い命が失われたということに對しまして、大変残念に思うと同時に、亡くなられた児童に對して心から御冥福をお祈りを申し上げたいと思います。

その上で、今回の事件に關しまして、学校の生徒たち、そして教職員の皆様方も大変大きな衝撃を受けていらつしやるということもお伺いしております。実際に、報道を通じてではありませんけれども、今回の事件で学校をお休みをされている児童がいるというようなお話も聞いているところでもあります。

私どもといたしましても、現場としつかりと連携をいたしまして、サポートをし、児童そして教職員の皆様方のケア、できる限り努めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 どうぞよろしく願います。それでは、質問の方に入らせていただきます。先日の中学校の三十五人学級、義務標準法の審議のときに、中学校三十五人学級に伴って直ちに必要な教師が不足する、そのような事態は生じないものと考えているところでありますと大臣は御答弁いただきました。

また、私が全ての教科において教職員が不足な

く授業が行われるというふうに捉えていいですかとお尋ねさせていただいたところ、各自治体におきましては教職員の確保など準備をいただいているものと承知しております。また、文部科学省としても各教育委員会に状況を伺いながら準備を進めてきましたと答えさせていただいております。

まず一つ、通告しておりませんが、私が聞いたときは三十五人学級の法案の審議でしたが、今、この御準備いただいているというのは、中学校一年生だけではなく、小学校から中学校、高校まで、全ての学年でそうやって御準備いただいているというふうに捉えてよろしいでしょうか。いかがですか。

○政府参考人（望月禎君） 古賀委員御指摘のとおり、それぞれの教育委員会で計画的な採用というのを私ども促してございます。

その際、今回は義務標準法の改正で、中学校三十五人学級の、中学校一年生からということをとりにわけて教師不足にならないようにということを昨年からお話しし、私どもも直接、教育委員からいろいろお話を聞いています。

中学校だけではなく、小学校や高等学校といった子供たちに直接携わる教員が、しっかりと授業を受けることができるようにという体制について、全体、指導をお願いをしているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

じゃ、それから、あれは四月二日でしたので、今、新学期が各学校で始まっております。一つの小学校の例ですけれども、この小学校だけ足りないというわけではないと思うので、聞いてください。

児童数は四百人強ぐらいです。そして、学級数は特別支援学級を含め十八クラスの小学校です。まず、産育休取得者が三人いらつしやって、そのうち二人はいない、代替者がいないということですから、これは定数になります、フルです。そして、この方たちは五月と秋に復帰される予定で、多分そこまでは代替者は来ないだろうという話です。そして、学力アップ加配、不登校対策、初任者代替、非常勤の定数が三ありますが、これも誰も来ていない。初任研代替非常勤講師に至っては、三年間一度も来たことがないということです。今、管理職が必死に探しています。

この、一つの学校で定数が二、そして非常勤講師が三足りないというこの状況を、大臣、どう思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） 教師不足の現状につきまして、全国的に大変厳しい状況にある、そのようには認識しているところであります。

我々として個別の事例について把握をしているわけではありませんが、負担が発生をしている学

校においては、その分、現場の教師の負担が大きくなってしまふものと考えておまして、文部科学省としても教師不足の解決に向けて全力で取り組んでいるところであります。

何としてでもそうした状況を解消していくためにも頑張つてまいりたい、そのように思っております。

○古賀千景君 私はこの質問何度もしているんですが、代替者を探すのは校長の仕事なのか。業務の三分類で、いつも文科省はこの業務の三分類にのっとっている言つてくださいます。校長が探すべきなのか、誰が探すべきなのか、お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 教師の確保や配置につきましては、まずは任命権者であります都道府県、指定都市の教育委員会などが主体的に取り組むべきものであると考えております、承知してあります。

一方で、欠員の代替者を確保する過程におきまして、校長の属人的なつながりをもって依頼をする場合もあると考えております。なお、その場合にも、教育委員会の主導の下で、学校管理職である校長に過剰な負担が掛からないようにすべきである、そのように考えているところであります。

○古賀千景君 では、校長のつながりとかがある、こういう人がいましたといって、そしてそれ

を交渉したりとか、来てくださいますか、いろんな連絡を取り合うのは教育委員会ということで間違いないですか。

○国務大臣（松本洋平君） 先ほど三分類の話もあつたわけでありませうけれども、学校と教師の業務の三分類において御指摘の業務を想定したものは例示はしておりませんが、三分類の趣旨を踏まえた上で教育委員会が主体的に取り組むことが適当だと考えておりますし、当然、任命権者は教育委員会でありませうので、そこは教育委員会の方でやはりやっていただくということが基本だと考えております。

○古賀千景君 では、きちんと教育委員会ですね、確認させていただきました。

では、先ほど話した、五人、教職員が今の時点で足りない、この学校はどんな状況でほかの教職員がフォローしていると想像されますか、大臣。

○国務大臣（松本洋平君） 産育休などによりまして学校に欠員が生じた場合の代替者の確保でありますけれども、今年三月に公表をいたしました教師不足に関する実態調査におきまして、例えば小学校の学級担任の不足につきまして代替者が新たに確保できない場合には、少人数指導や教科担任制の実施のために配置を予定していた教師、教頭、主幹教諭、指導教諭などが代替をしているという結果になっているところであります。

○古賀千景君 主幹教諭とか、例えばそうしてくださっていますよ、教頭先生も担任に入つて、五時まで子供たちの担任をして、五時から自分の本来の仕事、教頭の仕事、教務の仕事、これをされているんです。これで働き方がうまくいくわけがないと私は思っています。

四月は学校はまだ教員がいるんですよ、無理やり持つてくるから、いろんな人による連絡を取り合つて。これから後、病休が出ていく、産休代替者がいない、この状態でどんどんどんどん減つていきます。だから、教務主任の集まり、会議があるときに、いろんな学校がですね、一人ずつ抜けていく、そして最後は半分ぐらいになるんです。

このような状況にあるということをは是非知つてほしいし、そこで一番困るのは教員じゃないんですよ、子供です、授業が月水金で先生が変わつていくとか。教員はやっぱり、月曜の様子を見て火曜日の授業を組み立てる、火曜の様子を見て水曜の授業を組み立てる。それが違う先生に変わつて、子供が一番困つているということをは是非感じていただきたいと思ひます。そんな学校が全国にあります。この子供側から見ると、大臣いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） おっしゃるとおりであります、この教師、教員不足というものが最終的には当然子供の教育に大きく影響してくるということを、我々としてもしっかりと認識をして

いかなければいけないと思っております。

そういう意味におきましても、この教師不足を解消するために、処遇改善、また働き方改革、また組織運営体制の見直し、こうしたものを我々としても進めてきているところでもありますし、また、先ほど斎藤委員からもお話をいただいたところでもあります。そうした厳しい認識というものにしつかりと立脚をしながら、こうした取組を何としても進めていくように我々としても努めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

そうやって努力していただいているのは、私もやっぱり現場の声を聞きながら分かっております。でも、もつともつと思つて、ついつい毎回同じようなことを質問しておりますが。

私はSNSを毎日投稿することにしていて、大体千人ぐらいしか見てもらえないんですけど、この前、三十五人学級化に伴って直ちに必要な教師が不足する、そういう事態は生じないものと考えているという大臣の御答弁を投稿したら、十万千人の人が見てくれました。驚きました。これは、やっぱり全国の教職員が、えっ、違うんじゃないかって思っているんじゃないかと思えます。

中学校三十五人学級に向けて各教育委員会に状況を伺いながら準備を進めてきたとおっしゃいますが、中学校一年生の学年でもやっぱり欠員は出

ています。準備が足りなかったのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 先日も答弁をさせていただきましたとおり、今年の四月からこの中学校の三十五人学級が始まったわけでありますけれども、その前段階といたしまして、各教育委員会を通じて実際にこれにどう対応できるのかということの調査を進め、そしてまた同時に、その対応というものをお願いしてきた中で、先般私の方から御紹介いただいたような答弁をさせていただいたところであります。

一方で、実際に四月からこの制度というものがスタートいたしました。そして、そうした様々な現場の状況がおりになるということもあるのかとは思っております。一方で、まだちょっと私どもとしてその実態というものが調査し切れていないわけではないということも御理解をいただきたいと思えます。

その上で、我々といたしまして、しっかりと現場の状況というものも注視をしながら、根本的にはやはりこの教師のなり手不足、教員不足というものをいかに解消していくのかということが最も大切な取組だと思っております。

我々としたしましても、こうした現状というものを重く受け止めて、これに対する対応というものを進めてまいりたい、そのように考えておりま

す。

○古賀千景君 もう様々取り組んでいらつしやるのは本当に有り難く思っています。

新たな取組を何か考えていらつしやたら教えていただきたいんですが、何かありますか。

○国務大臣（松本洋平君） 三月に公表をいたしました、三月に公表いたしました教師不足に関する実態調査では、対策として効果的な取組の一つとして、現職以外の免許保有者向けの研修会を回答した自治体が多く見られたところでありまして、その中で、例えば複数回の実施や県外会場での実施などの工夫も見られたところでありまして、こうした事例も展開をしているところでもあります。

また同時に、私から事務方に対しまして教師不足に関する対策プロジェクトチームというものを指示をいたしましてつくりまして、こちらを中心いたしましたして更なる対応を検討をしているところでもあります。特に状況が厳しい自治体に対する伴走支援などを通じて課題の解決に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますけれども、このプロジェクトチームでの議論というものを通じて、できれば、早ければ、短期のもの、長期のものいろんな対策があると思えますけれども、早いものであれば今年の概算要求にも是非それらを盛り込むことができるような、そういうスケジュール感で是非このプロジェクトチームにおける議

論というものを進めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 特別免許とかも、すばらしい能力をお持ちの方が担任として入ってくださるのはいいと思うんですけど、大丈夫か。私から見ただけです、いきなり担任とかできるのかなとちょっと心配をするところはあります。

それでは、話を交えて、人材確保法について伺います。

まず、制定の目的をお願いします。

○政府参考人（望月禎君） 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、この第一条にいわゆる人材確保法の目的がござります。学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本を成すことであることに鑑み、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とするというものでござります。

○古賀千景君 ありがとうございます。

当時、教職員の給与水準はとても低くて、塾を開いたり、又は予備校でバイトをしないと生活ができませんでした、そのような状況だったと言われている。これでは優秀な人材がほかの職へ行ってしまう、そうして学校教育の質が落ちていくという危機感があり、その頃言われた言葉には、先生

にでもなるか、先生にしかねない、もしか先生と言われた時代です。このような状況の中、当時の文部省初等中等教育局長が、教職員の給与改善をと田中角栄総理に訴え、そして自民党文教族議員の皆さんの進言もあり、田中総理が法案提出へ踏み切ったとお聞きしています。この法案で教職員志願者が増え、学校教育の質が高まったとも言われます。

大臣、この田中角栄総理の決断をどう思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） 人材確保法は、昭和四十九年、当時の田中角栄内閣におきまして、人間形成の基本が小中学校で定まることを思えば、義務教育を充実し整備することは何より大切な問題であるとの認識の下、子供を導く先生に良き人材を得て、先生がその情熱を安心して教育に傾けられるような条件を一日も早くつくりたいとの願いから制定されたものであると承知をしております。

人材確保法の制定により、子供たちへのより良い教育の実現に向けて、教師の処遇改善を図り、優れた人材を確保するという大きな改革がなされたことは重要な意義があったものと考えておりますし、その考えは現在にも当然引き継がれるべきものだと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。そのとお

りですとっております。

人材確保法第三条、「義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」とされております。

人材確保法の完成時において、一般行政職と比した教職員給与の優遇分は七・四二%でした。しかし、七・四二%までであった一般行政職との教職員給与の優遇分については、その後、一般公務員の職務の級の増加や昇格制度の改善、また、小泉政権下の二〇〇六年の行革推進法等に基づく義務教育等教員特別手当、義務特法ですね、の削減により相対的に低下しております。現在では、優遇分は二〇一八年度から二二年度の五年間で、昔は七・四二%であったものが、今は〇・三五%まで低下をしております。

今、教職員志願者は不足して、担任がない学級もあります。でもしか先生さえないというこの状況だと私は思っています。採用試験を大学三年生から受けていいという制度も入れられました。年に二回採用試験を行っている自治体もあります。幾ら採用試験を早めても、何回も回数をこなしても、それでも人が足りない。教職員は疲弊して精神的な病休者も過去最高です。

学校教育がこのような教職員不足により崩れかけている今、大臣の所信にも、公教育の再生に全

力を挙げてまいりますというお言葉がありました。一つお伺いしたいんですが、再生ということは、今はもう崩れているというふうにと取っていいですか。いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 決して今が崩れている、委員のお言葉をお借りすれば、というような認識には立っておりません。

ただ一方で、大きな課題というものも散見をされているということでありまして、まさに、例えば人口が減少をする中で、なかなか地域の教育というものをこれからどう維持していくのかということも大きな課題であろうかと思えますし、また、様々な背景を持つ子供たちが増えてきていること、よって学校の現場並びに教職員の皆様方が置かれている環境というものが変化をしてくれているということもあります。また同時に、先ほど来御指摘をいただいておりますとおり、働き方改革なども進めていかなければ、やはりその教職員の皆様方の負担が大変過重なものとなっていることよって非常に教育の現場が疲弊をしているというような状況もあろうかと思っております。

こうしたものを捉まえて、私どもとして再生をしていかなければいけない、そうした言葉というものを、発言というものをさせていただいたところであります。

○古賀千景君 二三年五月にまとめられた自民党

さんの特命委員会の令和の教育人材確保実現プランにおいて、人材確保法の初心に立ち返った教師の処遇改善を実現する必要があるとされています。給与を増やせというと、教職調整額を上げたときとお返しになるでしょう、一日百円ですけど。担任手当を付けた、主務教諭の新職を導入した、このようなことを言われると思いますが、担任手当の課題については、この前、先日質問させていただきました。

しかし、実は、増やしているけど減ったものもありますよね、今回の改定で。小泉政権のときと同じく、義務特手当は減らされました。ほかにも特別支援の調整額、多学年学級担当手当が一月よりなくなりました。かなり上がったように言われていますが、きちんとほかのもので減らされています。それが実態だと私は思っています。

若い教職員は、賃金面で辞めるという人は余り聞きません。しかし、定年延長又は再任用の教職員は賃金面で退職をしています。私が前回最後に発言した定年延長の七割賃金というところです。定年延長で責任はより重くなる、自分が学校を引っ張らなければならぬ、若い子を育てなければならぬ、子供たちをしつかり見ていきたい、思っているんじゃない、経験もあります。しかし、賃金は月に十万減ります。年収としては二百万円減ると伺っています。一年目とかは、本当はもう

六十で辞めようかなと思っても、ああ、学校に人がおらんけん、先生残ってとみんなから頼まれて、そうね、あと一年ぐらい、じゃ、もうちょっと頑張ろうかと思うんですけど、実際、給与表見て、うわっ、十万下がるとなったときには、やっぱりばからしいと、これだけ責任もあるのに、という方でどんどんどんどん辞めていっています。若い教師よりも賃金が低くなっている人もいます。

教職員には七割で働ける職はありません。初めは担任外とかにしても、代替者が来なかったら、その担任に入ってくれと言われたら嫌と言えない。そうやって十割で働きます。欠員状況で担任もない今、この定年延長の七割賃金をやめると、私は学校に教職員が残ると思っています。

文科省は教職員の志願者増とよく言われますが、志願者増というのは、一人指導担任を付けなければならぬので、結局、賃金的には二倍掛かりますよね。そのようなことを考えたときに、定年延長の方の賃金を見直していくと。経験はある、学校のことも分かっている、若い教職員へのアドバースもできる。七割賃金だから早期退職をする、こう考えている教職員が辞めずに残ってもらおう。今のこの教職員不足を、状況を考えてみたときに、私は、この定年延長の教職員の見直しを考える、賃金見直しを考える必要があるのではないかと思

っています。

きつと給与改善は国家公務員に準じてと言われると思いますが、この人材確保法を使えばいいんじゃないですか。賃金の見直しが教育の再生の鍵を握っている、そして子供たちの未来を明るくする、私はそう思っています。

定年延長の賃金を見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 済みません、今御指摘をいただいたとおりの答弁になっちゃう部分もあると思うんですけども、公立学校の教職員を含め地方公務員の給与は、地方公務員法に基づきまして、国家公務員等との均衡の原則などを踏まえた上で、各地方公共団体の条例において規定されているものと承知しております、認識をしております。定年引上げに係る給与制度は、公立学校の教師を含め公務員全体に共通する制度でありますため、七割水準とされている俸給月額などを直ちに引き上げるとは困難であると考えております。

他方、国家公務員の給与水準については、定年前後で連続的なものとなるよう検討がされておられます。地方公務員の給与制度などにどのような影響があるか、文部科学省としても動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、教師の処遇改善の観点からは、令和七年

に給特法を改正をいたしまして、教職調整額の引上げ、率の引上げなど、一般的な処遇改善を進めているところでありますが、こうした処遇改善は定年引上げの教師にも適用されることとなっているところでもあります。

我々としたしましては、引き続き処遇改善に努めてまいります。

○古賀千景君 たしかあのときは、一〇%、一〇%、五%と二五%賃金が上がっていますよね、

田中総理のときはですね。

そのようなことも鑑みたときに、私は全部を言っているわけじゃないんです。人材確保法の方でどうかこの六十歳からの後の皆さん方の賃金はどうにかならないだろうかということを考えているところ、思っているんです。是非御検討いただけたらと思います。

ちよつと話を元に戻します。

欠員状況を補充していくのが臨時採用教職員です。大体、普通働くときって、働いた初日に辞令というものをもらうと思うんですが、私は教員しかしたことがないんですが、多分そうだと思います。

先日、臨探者に話を伺ったとき、四月の十二日でした。四月一日から働いているけど、辞令はまでもらっていないという方がほとんどでした。

質問をちよつと分けて伺いたいんですが、大臣、

辞令というのは普通いつ配付されるべきだとお考えになりますか。

○国務大臣（松本洋平君） 一般的にはありませんけれども、職員の任用の日に辞令が交付されるものというふうに承知しております。

○古賀千景君 そのとおりだと私も思っています。私も二十年臨探をしていましたが、働く初日にもらった経験はありません。常にその後、一か月後ぐらいかな、職員室の上にぽんと辞令が置いてある、これが私たち臨探者でした。

私は、その後、正規になっていきますが、そのとき辞令交付式があつて、一人ずつ辞令をもらうということに、ああ、辞令ってこんなに重みがあるんだって。たかが紙ですよ。分かっています。たかが紙だけど、そこで、私がこの職場で大事にされているのかなっていうことはとても悲しく思っていました。

大臣、この臨探が初日に辞令をもらえないというのはどう思われますか。御見解をお願いします。○国務大臣（松本洋平君） 先ほども申し上げましたけれども、任用の日に辞令が交付されるものというふうに一般的には承知しております。

ただ一方で、採用の決定が勤務直前となりまして、辞令交付等の事務手続が遅れる場合などもあるというふうに承知をしているところでもあります。その場合においても、速やかに辞令を交付すると

ともに、勤務に支障が出ないよう適切な対応を図るべきと考えているところでもありますし、また、委員の御指摘のとおり、やはりそうした一つの区切りの中で、改めて自分自身のその職務の重さであつたりとか、自らの仕事に対して誇りを持つたりとか、そういうことにもつながっていくということかと思えます。

現場のいろんな実例の中で様々な状況があるというふうには承知をしておりますけれども、いずれにいたしましても、そうした辞令の交付というものを速やかにすると同時に、勤務に支障が出ないように、また同時に、これらを通じて、実際にその職員の皆様方におかれましても、働きがいといえますか、そういうものをしっかりと実感していただくことができるようにしていただくこと、これが大切なことだと考えております。

○古賀千景君 急な場合もありますが、もう何年もずっと続けてやっていったりとか、教職員の辞令って大体三月には固まりますので、準備できると思うんですね。そういうところも大事にしていただきたいなということを申し上げます。

そして、それはもらえないのは辞令だけじゃないんです。勤務内容とか賃金とか休暇等が書かれている労働に関する契約書も何ももらえません。

今年の現場の話ですが、四月一日からの辞令です。ですから学校来てくださって言われて、で、行

きました。そして、行ったら、四月三日の日に、あなたは十月までですからと管理職に言われたと、そのようなことが起きています。校長先生の方は、もう一人でもたくさん、四月一日にここに教職員がいてほしいという思いを込め、十月って言った嫌って言われるかもしれないので言わない。臨採者は、そんなところで、えっ、いつまでですかとか聞いたら、何か嫌に、悪く思われるかなと思つて聞けない。このような状況の中でお互いと言わないということがありました。

確かめなかつたのも悪いかもしれませんが、一般的に、雇用主が雇用者に労働条件を説明するのは労使関係の中で当たり前だと私は認識しています。私も初めの頃、自分の賃金が幾らで、どんな休暇が何日あつて、勤務時間が何時から何時か、それさえも契約書、説明をもらつていないし、校長先生からの説明もありませんでした。

臨採は自分の仕事がないと暮らせないし、この仕事断つたら次来ぬかもしれないという思いから、常に労働契約はどうなつていきますとか聞ける立場ではありません。そういうとき、労働者として雇用の契約書をもらえない、また業務内容の説明もない、このような状況つて、大臣、どう思われますか。

○国務大臣（松本洋平君） 各教育委員会や学校において、勤務に支障が出ないように、任用の期

間や業務内容などの基本的な勤務条件が職員に対して速やかに説明される等の適切な対応を図るべき、そのように承知をしているところであります。

○古賀千景君 それすごく大事で、そして例えば会計年度任用職員の方とかは四時まで勤務の方とかいらつしやるんですよ。そういう方をきちんと学校職員にお伝えいただけないので、四時以降にも仕事を頼まれたりしてたりとか、学校の教職員としての研修を四時から入つていたりとか、そういうところもあるので、そういう勤務条件に関しては本人にも、当事者にもきちんと話をしていただきたいし、学校職員にもきちんと理解をしていただきたいということをお伝えしていただきたいんですが、その辺ちゃんと何か出したりできませんか。

○国務大臣（松本洋平君） 大変重要な御指摘だということに承知をしているところであります。

我々といたしましても、必要な周知を行つてまいります。

○古賀千景君 そして、先ほども申し上げましたが、業務内容というのが、それが雇用条件にないために、すごくあやふやなんです。

例えば非常勤で、今日は一、三、四に入っていると、授業が、そして一時間は授業の準備とかがあるとしたときに、それをきちんと学校の方で把握していなくて、だってあの人たちはそのこま

数しか賃金出ませんから、というときに、あつ、ごめん、二時間目空いているなら、ちよつとあそこの作業を手伝つてとか、あそこの自習監督にちよつと入つてとか、そういうことも学校の中では起きています。今、欠員ですからね。そのこま数しかもらっていない賃金なのに、でも、自分も子供たち好きだから、やっぱり行つてくださるんですよ、してくださいます。でも、それって働く側からしてとてもおかしなことだと私は思っています。

だから、業務内容の提示というのもしきちんとなくちやいけないということを思っていますし、確認します。基本的には、その業務内容と言われたことをきちんとすればよくて、そういう自習監督とかほかの作業とか頼まれたら断つていいんですよね。それは確認です。済みません、通告していません。

○政府参考人(望月禎君) 学校にはいろいろな形態の方がチームとして働いていると、そのときに、その方が校務分掌としてどのような役割、仕事を担うかということに関しては、先ほどの、もちろん、その任命権者が業務内容についても校長等と連絡を取つてしっかり御説明をし、そしてそれは学校内で共有をされている必要があると思えます。その上で、勤務の割り振り、あるいは校務分掌については、校長の判断によりまして、そ

の時々状況によりまして変更することは、それはあるというふうにございます。いずれにしても、共有をしていくことが必要だと考えてございます。

○古賀千景君 フリーで一日幾らというか、月額賃金換算ならそうだと思うんですけど、こま数例えば今、今幾らだっけ、二千三百円、二千四百円とか二千五百円とか違うと思いますが、掛け幾つですよね、何時間授業する。この人たちも、そんないろいろほかの仕事をしなくちやいけないですか。私はちよつと違うと思うんですけど、違います。私の認識が違いますかね。

○政府参考人(望月禎君) 臨時講師として学校で授業を持つ場合に、フルタイムの場合なのか、それとも各こまごとに入つて、それを幾つかの学校を掛け持つのかと、いろんな形態があるのかと思えます。

仮に後者のような場合につきましては、それは学校の校務分掌の中で、その授業ということを中心として任されていたり、あるいはその状況についてを共有するということになりまして、それ以外のことは一切学校の機能を担つてはいけないということ、それはないというふうには考えてございますけれども、そうしたまさに業務の内容というものによって決まってくるというふうにございます。

○古賀千景君 分かりました。

でも、やっぱりこま数の賃金だから、それなら何か違う賃金形態で、この午前中とかしていったらそうかもしれないと思うんですけど、基本的、非常勤って授業をするために来ているというのが、私の地域だけかもしれないけど、そう思っているんで、そこがちよつとどうなのかなということ。校務分掌も余り入っていないと思います、非常勤の方って。だから、その辺ちよつとどう思えますか。

○政府参考人(望月禎君) 私の説明がちよつと不足していたら済みません。

臨時講師の場合には、フルタイムの場合、非常勤の場合等ありますので、非常勤で、まさにその授業の、その教科の授業のみということで、初めからその業務内容が課されているのであれば、そのことについての業務ということに、専科ということになるかと考えてございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。では、話を変えます。昨年の四月から始まった多子世帯支援を含む高等教育の修学支援新制度について伺いたいと思います。

昨年度、支援対象を大幅に拡充をしていたので、とても喜ばしかったんですが、その支援対象になるという学生やその保護者が気付いたときに

はもう申請が締め切られていたということが一年前にありました。また、学生、保護者の中には、申請しなくても自動的に支援がされるといふふうに誤解していたとかいうこともあって、制度の存在や申請手続の必要性について十分に情報が得られずに困惑したというケースがあったと思います。その後、締切り四月十日だったところが六月三十日に大分延ばしていただいて、申請できるようにしていったという、文科省がしていただいたところがあると思います。そのときに、来年度以降はこうしたことがないよう、今年度中に様々な周知徹底を進めてまいりたいという御答弁がありました。

やっぱり、大学生、多子世帯、三人お子さんがいらっしやあって、そして、少しでもその大学生が補助が出てくるということはとても有り難いことなので、是非これは周知徹底させていただきたいとお願したところでしたが、今年どのようになっているか、今年の進捗状況を教えてください。

○政府参考人（合田哲雄君） お答え申し上げます。

この件につきましては、昨年五月、本院決算委員会でも古賀先生から御指摘をいただきました。ありがとうございます。

先ほどおっしゃったとおりでございます。結果的に、二〇二五年度に新たに拡充された多子世帯として支援の対象となった学生は約二十七万人

という見込みでございます。

こうした状況を踏まえまして、今年度は早期に支援が受けられるように、まず五月三十一日までに申し出るということにさせていただきますが、様々な事情により申請期限に合わない場合は、各大学通じて六月三十日まで申請を受け付けることを大学等に本年二月にあらかじめ要請しているところでございます。

また、本制度の対象となり得る学生が適切に申請できるよう、日本学生支援機構や各大学等を通じた学生、保護者向けの周知徹底のほか、文部科学省としても特設ホームページやLINE、X、インスタグラム等、各種SNSによる発信などにより制度に関する一層の周知徹底を図っているところでございまして、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

高校とかには何もないんですか。高校にそういう支援を、こういうシステムがあるよとかいうところの紹介とか。高校に対してはいかがですか。

○政府参考人（合田哲雄君） お答え申し上げます。

私ども、これは当然高等学校にも御説明をさせていただいているところでございまして、高校から大学にかけて進学する際にこういう制度が適切に使われるように、しっかり取り組んでまいりたい

いと存じます。

○古賀千景君 ありがとうございます。終わります。

○委員長（熊谷裕人君） 午後一時に再開するごととし、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長（熊谷裕人君） ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、文教科学行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤孝恵君 四月二十五日が来ると、JR福知山線脱線事故から、その発生から二十一年になります。当時、私は記者として、乗員乗客百七名の皆さんが亡くなった、その事故を現地取材しておりました。一番好きだった上司夫妻の死亡報道も私自らいたしました。あのとき、多くのメディア、JR西日本の企業体質、日勤教育の是非、過密ダイヤ、そういったことを報じておりました。それから、亡くなった人生一つ一つ、それらを報道しておりました。もちろん、それらも大事であります。私は、なぜ事件が起きたのか、じゃ、